

川崎市 広告募集説明書（広告掲載契約及び行政財産の目的外使用許可による広告掲出）

募集件名	宮前区役所パンフレットラック設置運用事業者募集			
募集の内容	宮前区役所では、民間企業等の広告掲載を通じて本市のイメージアップを図りながら、市有財産の有効活用の促進による新たな財源の確保や区民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、宮前区役所にパンフレットラックを設置し、これを媒体として広告を掲載することによりパンフレットラックの運用を行う事業者を募集します。設置期間は令和6年(2023年)1月21日から令和6年(2024年)12月28日までとします。 市との「広告掲載契約」及び「行政財産の目的外使用許可」を受けて広告を掲出していただきます。			
申請(申込)対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様			
申請(申込)資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。			
申請(申込)方法	「広告掲載申込書」に必要事項を記入し、下記担当まで直接持参または郵送(必着)			
受付日時	令和5年10月16日(月)から令和5年10月25日(水) 17時まで			
受付場所	宮前区役所まちづくり推進部総務課			
選定方法	最も高額 of 広告料を提示した者を使用者(候補)と選定します。 ※ 最高額 of 広告料を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより選定します。 なお、使用者(候補)への使用許可について市が審査した後、正式に「使用許可申請書」を提出してもらい、使用許可を決定した上で、使用許可書を交付します。さらに広告料については、市と「広告掲載契約」を締結していただきます。			
使用(掲載)条件	別紙「広告掲載仕様書(広告媒体資料)」及び「許可条件(案)」、「広告掲載契約書(案)」のとおり。			
使用料(月額・税抜)	1607 ※1.0㎡あたり	円	※別途消費税が加算されます。	使用料とは別に、広告料の納入を行っていただきます。 ※仕様書のサイズの場合 区民課分月額773円(税抜) 保険年金課分月額426円(税抜)
広告料(月額・税抜)	10000	円以上	※別途消費税が加算されます。	
使用期間	令和6年1月21日 から 令和6年12月28日 まで (11 か月間)			
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。			
	期間	令和5年10月16日 から 令和5年10月25日		17 時 まで
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。		
担当部署	宮前区役所まちづくり推進部総務課 阿部担当			
	所在地	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5		
	電話・FAX	電話	044-856-3123	FAX 044-856-3119
	eメール	69soumu@city.kawasaki.jp		

【添付資料】 なし あり (仕様書、広告掲載申込書、役員氏名一覧表および同意書

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページで御覧になれます。